

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○春山副委員長 では、日程2、陳情審査及び日程3、報告事項に入ります。

まず二番町地区まちづくりについて、日程2、陳情審査と日程3、報告事項（5）を一括で行います。まず日程3、報告事項（5）二番町地区のまちづくりについて、執行機関からの報告を求めます。

はやお委員。

○はやお委員 陳情審査に入る前に、確認しておきたいことが2点ほどございます。と申しますのは、この陳情審査に入るに当たっての様々な今まで積み上げてきた内容の、信義則に関わるような内容がございますので、そのこのところを2点確認したいと思います。

まず、9月5日の環境まちづくり委員会のときに、外一の都市計画決定の告示、これについては常任委員会で報告した後、告示するという事だったんですが、その後、10月13日でしたかね、嶋崎委員長の下で確認をしたときに、休憩中の中で、当然そうだろうという話だったんですけど。まず一つ、このところについて、委員会に報告なく告示をした理由は何なのか。そしてその意思決定過程、誰が、いつ、どこで、どのように決め告示をしたのか、お答えいただきたい。これは1点目ね。

○加島まちづくり担当部長 たしか委員会のほうで、日にちは未定ですけども、決定・告示はさせていただきますということで報告させていただきました。あとは区の内部決裁を取って、これは区長までの決裁ですけども、それを取って告示を行ったといったようなところでございます。

○はやお委員 そういうことじゃないんですよ。結局はそのこのところで、告示をするべきだと私のほうは言っていました。何かといたら、都市計画決定が結局は都市計画審議会の中で、ああいう賛否の分かれるように近い形で、8対7という形の中でやったんですけども、一応それは決裁されたということで、都市計画決定はしますという流れだったと。だから当然告示もする必要がありました。

だから、やるべきですねということで、9月5日に言っているんですよ。する必要あるんじゃないんですかと、こう言ったら、加島部長が、「今、端的に明確にご質問があったのは都市計画決定がされているのかということで、現時点では都市計画決定の告示はしていない」という、まあ、言っているんですね。で、「はい。していない状況です」「していないんだね」と私が言ったら、「していないんです」と。9月5日はしていませんよ。

そして、嶋崎委員長が何と言ったか。「ちょっと待って。それに関しては当然、当委員会にきちっと報告もし、手順・手続は取らなきゃ。賛成、反対は別にして、手順・手続は取らなきゃいけないということは、私も副委員長も認識しています。ですから、現時点でまだしていないということであれば、当然していないんだから、我々のところにもまだ報告していないんで、するんであればするで、当然そこは報告してもらわなきゃ困るんで、それは約束できるよね」、当然そこをこういうように言っているわけですよ。それで、加島部長は何と言ったか。「この委員会での整理ということであれば、それは、はい、お約束させていただきます」。つまり集約とは確認していませんよ。だけれども、委員会としては反対が出ていない。委員長、副委員長が、そのことについては報告せよと指示されている。つまり常任委員会で報告しなくちゃいけないんですよ。されますよ、告示しますよ。で、何でしなかったんですかということを知っているんですよ。

自分で言っているんですから、こうやって。そのことなんですよ、ルールを守れと言っ

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ていることは、常任委員会で報告するぐらいのタイミングはあるでしょ。しなくちゃいけないと言っているんですよ。そこをどうなのか。手順・手続、誰が何をもってこのことを破っていいと判断したのか。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 9月ですか。今のは9月に。

○はやお委員 9月5日。

○加島まちづくり担当部長 はい。その後、10月13日のこの委員会で、私のほうで決定・告示していきますというふうに答弁させていただいております。

○はやお委員 しますと言いながらも、それはやりますと言っていないでしょう。

○加島まちづくり担当部長 いや、やりますと言ったと思います。

○はやお委員 じゃあ、そこはいつ言ったのか、ちゃんと返して。全部見ていますから。

○加島まちづくり担当部長 はい。10月13日の委員会で、そういった形で告示をしますということで、日程まではということで、その日のたしか決裁になったと思うんですけど、決裁はまだ取れていなかったの、日程までは分かりませんけれどもということで、ご説明させていただいたというところですよ。

○はやお委員 それで、その13日の日にそれは言ったとしますよ。でも今日しますというのが普通じゃないんですか。その日にしているんですから、告示を。だからどういうような意思決定過程でやったのかと、教えてくださいよ。誰が、いつ、どこで、このことについての約束について、やりますよというのは当たり前ですよ。告示をするには、やっってくださいと言っているんだから。でも、いつしますよということを丁寧に説明するのがあなたの役割じゃないんですか。

○加島まちづくり担当部長 13日の委員会のときには手続中でしたので、まだ日にちが分かりませんけれども、その手続を進め、告示をしますといったような形になりました。決裁がその日という形になったので、13日というふうになったというのが事実でございます。翌週に持ち越されれば、その日に告示という形になりますので、私が説明したときには何日かというのが分からなかったというような状況でありました。

その後、13日に告示しましたよということを委員会で報告せよということであれば、申し訳ありません、ちょっとその機会がなかったの、その報告はしていないといったようなのが事実でございます。

○はやお委員 結局は話が変わっているんですよ、今確認しますと。9月5日の日には確かにそういう、言いましたと。けども私は10月13日にはちゃんとと言いましたと言った。けども今の話からしたら、そここのところの都市計画決定についての告示についての日にちについては、まだ途中でしたと言いましたよね。いや、だからこのところが、普通であれば、じゃあ、委員会がないから報告しないのか。あそこまでやってきたならば、普通、今までの理事者だったらすっ飛ばせますよ、その日にやっているんですから。各委員のところに行って、告示になりました。やったんですか、あなたは。やれるだけの範囲のことを。でもそういうふうなことから、委員会が開かれていないということをやったら、委員長の議事整理の問題を指摘するということにもつながりますよ。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 事実でお話しさせていただくと、13日には決定をして、告示をしますということを当委員会でご報告をさせていただいたと。

○はやお委員 載っていないよ。そんなことは言っていないよ。ここには一つも議事録と

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

して載っかっていないよ。

○加島まちづくり担当部長 13日。

○はやお委員 13。見てよ。だから僕も困っちゃったんだよ。そして見たら……

○加島まちづくり担当部長 すみません。私はその記憶だったので。

○はやお委員 休憩を……

○春山副委員長 休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時46分再開

○春山副委員長 再開します。

はやお委員。

○はやお委員 ちょっと私もきつく言いますよ。だけど、それは何かと言ったら、お互いの信頼関係なんですよ。それで、ここは前のところで、あ、そうかなと思っていたのは、改選前のほうの環境まちづくりのときに、外一の17条に入ることについては委員会に報告する。でもそれが、何かいろいろ理屈がありながら、僕はそこに立ち会っていないから、議事録上のを読めていないから。今回は何で厳しく言うかということ、自分は立ち会って言っているから。だからおかしいだろう。確かに休憩中じゃなかったかと、林さんとも話していましたよ。だから議事録にないんですよ。だから調べてみれば、それはいいです。そこは確認してからにしましょう。

それとあともう一つ、結局は、今度は日テレの案件なんですよ。11月16日に結局は都市計画審議会が行われました。それで、この頂いた未定稿の原稿を見ながら私も記憶をたどりましたよ。なぜ16条に、本来であれば常任委員会に確認をした中で入るべき内容を16条に入ったのか。

何でそこに言うかということ、結局何度も何度も自分は言ったんですね。一番最初のほうの冒頭のところの質問の中に、もう既に千代田区地区計画が制定されていて再開促進区に定められた実例はあるのかということを確認したいと。これはあれだよ、都市計画審議会で言ったことですよ。ここに書いてあるんですから。で、自分の発言が、このことにつきましては環境まちづくり常任委員会でも資料要求をし、いまだ資料の提出や説明がないので、この場をお借りして確認させていただきますということを会長に言ったわけですよ。

で、様々なことを言いました。その途中の中でも、つまり常任委員会で確認されていないことを日テレの報告案件として上げてきた。だから確認をしなくちゃいけないということで、確認をしました。そして、いろいろやりながら言った中ですよ。またこれは後で、違うなら違うと言っても、これ、私が言っているんですよ。これ以上この場でやるのはなじまないと思いますので、常任委員会で私がやはりあえてこのところで都市計画審議会で確認させていただいているのは、本来千代田区の案件、これが、この再地区のこの案件が、区案件としてということで都市計画委員会で出されたのであれば、常任委員会で十分もまれた結果をここに出すべきだと思っています。それがされていない中で出ているということに関して、私は瑕疵があると思います。とそこまで言った。でも何も、誰も反対しませんでしたよ。おかしいじゃないか、そんなことはないと執行機関から何も言われていませんよ。

そして、最後にいろいろ副会長のほうから、それぞれの地区計画の内容について確認を

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

しました。その中で最後、まあ、私はこのところは十分、千代田区の案件ということでございますので、委員会で丁寧に、そしてまた深く深掘りして検討していただきたいと思えます。そうしたときに会長は、はい、それでは、と次に行ったんです。つまり認めていただいたんですよ。それなのに何で16条に入ったのか。先ほどの話と含めて、いつ、どこで、誰がこの16条に入るということについて意思決定過程を決めたのか。お答えいただきたい。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 まず今ご質問いただいた、内部における手続、スケジュールのことに關してですが、こちらに關しては、都計審が今ご指摘あったように11月6日に開催されております。同日、決裁のほうは完了しております、素案として決定するということで、11月6日付で決裁を経て、その上で16条の手続に入っているというところでございます。

○はやお委員 繰り返しますよ。都市計画審議会のあくまでも諮問機関なわけですよ。そして、その諮問機関の学経の先生方にも、この案件については区案件になるから、もう少しもませてください。そしたら、会長の顔も見ましたよ。そうだそうだという顔をしていましたよ。だからそのところについて、いや、あなたはそう言うかもしれないけれども、だったら、でもそういう状況の中で、あなたたちが16条に入った理由を明快に答えてください。これは関係ないんだと。都市計画審議会に出せば常任では確認しなくてもいいということについて説明してください。

○加島まちづくり担当部長 二番町につきましては、外神田もそうですけれども、前期の環境・まちづくり特別委員会、その中でも陳情がいっぱい出て、いろいろやり取りがあったといったような経緯がまずございます。今も同じような陳情が出ているというのは事実ではございます。

その中で、昨日、昨日ですね、小枝議員のご質問にもお答えしたとおり、特別委員会では、もう一度お話ししますけれども、委員会として、議会はこの開発の是非について結論、見解を出す立場にはない。このようなケースにおける地区計画制度の変更の手続は、区長の諮問機関である専門性を有する都市計画審議会において慎重かつ丁寧な審議を行い、特定行政庁としての責任を果たさなければならないと集約されたと。要するに都市計画審議会で結論を出せといったような集約がされたといったようなところが事実だということでございます。そういった意味で、都市計画審議会の専門家会議だとか、そこら辺でいろいろのご意見を伺いながら進めてきたといったようなところでございます。

その中で、前回、前々回もご説明しているかもしれませんが、専門家会議での提言というのは、メインが新たな案で手続をやり直すだとか、街区公園相当の広場の整備、地下鉄のバリアフリー動線、これは今までと、昨年度とも変わりません。容積率700%の確認、これも変わらないです。唯一変わるの、高さは80メートル以下ということで検討すべきじゃないのというような提言があったといったところです。

こういった提言を受けて、日本テレビのほうから提案が出てき、まちづくり協議会のほうにもご説明した。その結果を専門家会議でもあられる都市計画の審議会の中で報告したといったようなところでございます。

そういった流れの中でやってきたということで、委員会を別に、委員会に別に報告しなくなかったとかそういうことではなくて、今までの流れの中では、まずは都市計画審議会

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

にこうこうこうでしたといった報告をして、都市計画のほうの進めていくといったようなことをやってきたというところでございます。

○春山副委員長 一旦休憩にします。

午後1時55分休憩

午後2時16分再開

○春山副委員長 再開します。

外神田一丁目の議事録の件、執行部からご説明をお願いいたします。

○大木神田地域まちづくり担当課長 告示に関する委員会の議論について、ちょっと経緯を追ってご説明いたします。

まず9月5日に、はやお委員のほうから、先ほどおっしゃったような、告示はしていないのかというようなご指摘がございました。当時の状況としては、我々としては建築条例が終わってから告示するというようなスケジュール感を考えておりましたので、告示の時期については未定という形で答弁したんですけれども、それは速やかにすべきというようなご指摘を踏まえて、今後やっていきますというようなお答えをしております。28日にもそういったことをご質問がありまして、それについて、告示はしていますというところで、速やかにしていきますというところのお答えを、（「答弁……。正確に」と呼ぶ者あり）ちょっとすみません、じゃあ……

○はやお委員 じゃあ、また。

○大木神田地域まちづくり担当課長 はい。すみません。申し訳ないです。

○春山副委員長 休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時20分再開

○春山副委員長 再開します。

○大木神田地域まちづくり担当課長 よろしいですか。神田地域まちづくり担当課長です。議事録について確認できました。お時間を頂きまして、申し訳ございませんでした。

議事録をそのまま読ませていただきます。加島まちづくり担当部長の答弁といたしまして、9月28日の環境まちづくり委員会で、「再地区に関しましては、今日の委員会を踏まえて決定・告示させていただきたいなというふうに思っています」という形で申し上げているところでございます。それに、その以降の10月13日の環境まちづくり委員会につきまして、また加島まちづくり担当部長のほうから、（発言する者あり）「都市計画決定前というところではなくて、これ、決定・告示はこの前の委員会でも速やかにしますということで、それは決定・告示させていただくと。それは2段階あって、再開発等促進区を定める地区計画の決定・告示というところで、市街地再開発事業に関しましては、前回もお話ししたとおり、建築条例の制定を待たないと決定できないので、そういう形になります」という形で申し上げておりまして、地区計画の決定・告示については速やかにさせていただくというところ、ご報告させていただいているのかなと考えております。

○春山副委員長 はやお委員。

○はやお委員 もう、これ以上言いません。では、ちゃんと、実は13日も見えています。だけど分かりにくいんですよ。2段階の話といったときに、多分私も見えていますよ。都市計画決定前ということではなくて、これ、決定・告示はこの間の委員会でも速やかにしま

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

すということですので、ということは言っています。

それであと、先ほどの決定・告示については2段階あるという再地区の話もありました。でも、ここじゃ分かりにくいから、あえてこのところと言って、でも皆さんの言うように、本来であればですよ、今日やるんだったらば今日しますと言えばそれで済む話を、いろいろなそごがあったんでしょ。でもさ、それを言っていたならば、連絡をしておいて、それで月曜日にして、それで担当委員のところに丁寧に、いや、実はもうしました。だってそれ、したことなんていったら、林さんに聞いて初めて知って、あのやろう、ばかにしやがったな、なんてぐらいに思っちゃうぐらいな気持ちでしたよ。

○林委員 近々だと言ったから、見に行ったらね、近々……

○はやお委員 まあ、それは、そのことについて細かく、意思形成過程とかと言いましたよ。けどもそこのところについては、もう既にやった。でも、そこが議会に対する姿勢なんですよ。どうにか伝えていこうということがあったら、いろんな方法があるんです。電話でもできるんです。で、すみませんでした、これに、ということがなかったじゃないですか、終わった後で。僕もさりげなく、ある人たちに言いましたよ。ああもうやられちゃっているんだ。びっくりしちゃったよ。もうあきれ、あきれちゃう世界だよという話までしました。というところから、誰からも、すみません、なんていう言葉は聞きませんからね。だからそこ、そういうのを、姿勢を言っているんですよ。

そしてまた今回のところで、もう16条に入りましたよ、日テレの件については。で、何が問題かといったときに、この日テレというのは、その前のやつは都市計画提案というのが日テレサイドからされたんです、何度も言うように。だからそこのところについては、今までと、でも今回はあえてまた16条、17条をやるというのは、何かと言ったらば、結局は何かと言うと、今回は学経の先生たちの提案の下に区案として出したんですから、だから区の家として出すからこそ、きちっと今までのことも含めて説明していただくのがいいんじゃないか。それでさらに平行線になったときは、そこで初めて16条に入らせていただくと言ったら話分かる。

だから、そこのところについて、今後、その姿勢についてしっかりと答えいただければと思います。

○春山副委員長 はやお委員のご意見としてしっかりと受け止めていただいて、外神田、日テレのことにかかわらず、今後の委員会への情報提供、報告の仕方について、ご意見を頂きたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 今までの手続に関しましては、本日頂いたいろいろなご意見を真摯に受け止めさせていただいて、外神田と二番町に関しては少し特殊な進め方をしたのかなといったところはございますけれども、過去の今までの都市計画の手続等の手続を踏まえまして、丁寧に進めさせていただきたいなというふうに思っております。

また、区の家に関しましては、後ほど資料の説明等もありますので、その際に区の家ということはどういうことなのかということをご説明させていただければなというふうに思っております。

○はやお委員 今言っているんだよね。まあいいや。はい。

○林委員 そこだけ一回聞いちゃったほうが。

○はやお委員 何かでも、何か手を挙げているよ。

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○春山副委員長 それでは、委員会の皆様のご意見……

○林委員 都市計画……

○春山副委員長 都市計画決定の在り方について、委員会の皆様と改めて諮っていきたいと思います。

○林委員 よろしいですか。

○春山副委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 関連ですか。

○岩田委員 はい。関連。

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 今、るるはやお委員からお話が出ましたけども、あと部長から特殊な進め方というお話がありましたけど、特殊というか結構強引な進め方と僕は思いますけども。都計審で、あれですよ、80メートルというのは所与のものではない。しかも、その地域の大方の賛同が得られる場合にはと言っているのに、勝手にそれを進めるというのはあまりにも強引ですよ、これは。というのを僕は指摘させていただきます。

○春山副委員長 ご指摘として受け止めさせていただくということで、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

では、改めて、日程3、報告事項（5）二番町地区のまちづくりについて、執行機関からの報告を求めます。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それでは、二番町地区のまちづくり……。 （発言する者あり）はい。よろしいでしょうか。はい。失礼しました。二番町地区のまちづくりにつきまして、まずは資料要求を頂いている件について、資料のご用意ができたのでご説明をさせていただきます。

環境まちづくり部資料8-1をご覧ください。（「8-1、8-1」「大丈夫」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

こちらは、はやお委員から資料要求を頂きました、総合設計と再開発等促進区を定める地区計画の各制度で延べ床面積にどれだけの違いが生じるかをお示ししたものととなります。資料は3列立てになっておりまして、一番左が日本テレビスタジオ棟が建設された際に適用された総合設計制度に関する内容です。真ん中が資料要求時のお問い合わせにありました、仮に今回の計画地に総合設計制度で建設を行う場合の内容となっております。事業者はこの内容での検討は具体的に行っていないため、概算の数字として算出をしております。一番右が修正案の内容となっております。

真ん中と一番右、こちらを比較していただきますと、延床面積の差は約2万1,500平米となり、こちらがご質問にございました再開発等促進区を定める地区計画、こちらを適用する場合のメリットに該当する数字になるものと認識しております。

なお、備考欄に記載をさせていただきましたとおり、再開発等促進区を定める地区計画には総合設計にはない制度的な特徴がございます。その1点目が、広場等を地区施設として位置づけることのできる点です。地区計画に地区施設として定めた広場等は、総合設計で設けられた広場等と異なり、制度の裏づけのある、将来的にも整備が続くものとなります。そのため、事業者の判断で状況が変わることがなく、区として戦略的なまちづくりが

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

可能となります。また、地区施設の管理につきましては、区が事業者と協定を結ぶことになり、本計画では協定の内容にエリアマネジメントの設置を明記することで、管理方法に関与することが可能となります。この点も総合設計では担保ができないため、再開発等促進区を定める地区計画の制度的な特徴と言えます。

続きまして、資料裏面をご覧ください。こちらは、はやお委員に資料要求を頂きました、二番町地区地区計画に記載された目標と今回の本計画の内容を整理したものです。高さに関しては、専門家会議の方針でも示された既存の高さ制限を意識したプランとなっており、広場や歩道状空地、バリアフリー整備や地域交通広場整備等に関しても、目標に記載された各項目にかなったプランとなっております。そのため、一番下に記載のとおり、本計画の実現が地区計画の目標の達成に寄与するものであると考えております。

続いて、お手元の参考資料1をご覧ください。こちらは11月6日の都市計画審議会におきまして、二番町地区のまちづくりについて報告をした際の資料です。審議会の際は、これまでの経緯の振り返り、また、10月13日に開催した日本テレビ通り沿道まちづくり協議会の議事内容について報告を行っております。併せて日本テレビによる修正案及び区の定める地区計画等の考え方を示させていただきました。本日はこの点について、本委員会でもご説明をさせていただきます。

参考資料、二つの資料をまとめているので、ページ数が分かりづらく大変恐縮ですが、30ページという記載がある次のページから始まる、右肩に資料1-2と書かれた箇所をお開きいただけるでしょうか。表題に「二番町地区のまちづくりについて」と書かれて、その右に「資料1-2」と記載されたところとなります。（発言する者多数あり）そうですね、右下30ページの次のところから始まるものです。（発言する者多数あり）

○はやお委員 どこだ。（発言する者多数あり）

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 すみません。参考資料1としては一つの資料にまとまっているんですが、真ん中の30ページの次から。（発言する者多数あり）はい。30ページの次のページが、改めて1ページから始まっております。大変恐れ入ります。（発言する者多数あり）

○春山副委員長 はい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。失礼いたしました。こちらの右肩に「資料1-2」と書かれたところからのご説明をさせていただきます。資料ページは、右下に記載のパワーポイントの数字でご案内をいたします。

まず、2ページでは修正案を整理した背景を記載しております。これまでご説明をしておりますが、専門家会議の方針を踏まえ、区が日本テレビへ要請した内容が計5点ございまして、それに沿った再検討が日本テレビから示されたため、まちづくり協議会を開催し、その際に各委員からご意見を頂いております。修正案のポイントとしては、一番下に記載をしたとおり、6点ございます。

続いて、次のページ、3ページ目をご覧ください。まちづくり協議会において、各委員にご意見いただいた内容をこちらに詳細としてまとめております。広場、まちなみ及び地区施設等に関してご意見を中心に頂いております。その中で、高さや広場の在り方について、前回の計画案から引き続き反対の立場から頂いたご意見がある一方、地域課題の解決という観点から、計画推進を求めるご意見を多数頂いております。



令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

1枚おめくりいただいて、5ページをご覧ください。修正案の取りまとめに至る議論を踏まえ、地区計画の考え方を整理しております。太字で示した各項目について、中黒の記載を、地区計画における土地利用の方針や建築物の整備の方針などに反映してまいります。

続いて、6ページをご覧ください。先ほどお示しをした修正案のうち、ポイントの1点目、地域コミュニティの場、子どもの遊び場、保育園の園庭、災害時の避難場所として利用できる街区公園に相当する広場を整備するという点については、次の7ページに記載のとおり、地区計画において主要な公共施設や地区施設に位置づけることで、整備を担保してまいります。

続いて、8ページをご覧ください。修正案のポイント2点目、60メートル以上の建物が見えないようデザインの工夫をしつつ、建物高さを80メートル以下に抑えるという点につきましては、次の9ページに記載のとおり、地区計画におきまして壁面の位置の制限や高さの最高限度を定めることにより担保をしております。また、下の10ページでは、前回の計画案との比較をお示ししております。

続いて、11ページをご覧ください。ただいま2点ご説明した点について、地区計画の目標、方針に盛り込む内容を、こちら再掲している箇所となっております。

次に、12ページをご覧ください。修正案のポイント3点目は、日本テレビ通り沿道の建物のボリュームに合わせて高さと間口の分節を図り、日本テレビ通りのまちなみを形成するという点です。広場と一体的なまちなみを形成する低層部を設けるほか、60メートル基壇部にも緑を配し、地域に開放するテラスを設けるパースを掲載しております。

続いて13ページでは、修正案のポイント4点目、建物1階部分のアクセス動線や共用部の配置を見直し、外部空間との関係をより親密なものとするという点です。前回の計画案との比較をお示ししております。下の14ページでは、地区内通路、施設内通路に関するパースを掲載しております。続いて15ページでは、ただいまご説明した点について、また次にご説明する点につきましては、地区計画の方針、目標に記載する内容を再掲しております。

続いて、16ページをご覧ください。ポイントの5点目、地下鉄から交通広場、歩道状空地、広場などへのバリア動線を整備するという点につきましては、次の17ページに記載のとおり、主要な公共施設や地区施設として位置づけることで整備を担保してまいります。

なお、番町中央通りの一部双方向化に伴う交通量の変化については、地域に大きな負荷をもたらすものではないという調査結果が出ております。また、東京メトロは、同駅において麴町大通りにつながる出口にバリアフリールートを既に確保していることから、現時点においては同駅にさらなる対策を施すことの優先順位は高くないといった見解を示しております。

最後に18ページをご覧ください。ポイントの6点目、民間施設ならではのよりきめ細やかな対応を施すことで、地域防災への取り組みを強化するという点です。ソフト面の取組内容に関しましては、地区計画の中に制限として定めていくことが難しいため、今後、地区施設の維持管理について事業者と締結する協定により区が運用に関与するほか、他区の事例を参考にしつつ、より関与を深めるために、地域の発展に関する包括的な連携協定の締結についても検討を行ってまいりたいと考えております。

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

修正案で示した内容や、まちづくり協議会でもご意見を頂いた広場の使い方等につきましては、このような形で区から日本テレビに対応を求めてまいります。

なお、平時の交流の場としての機能はもちろん、防災対策やイベント等、広場の運営を担い、地域の意見を伺うことになるエリアマネジメントの拠点施設につきましては、地区計画の中で容積率の最高限度の欄に整備するものとして記載することで担保をしております。

以上の点をご説明の上、順次、都市計画手続を進める旨をご報告させていただいております。

なお、地区計画の考え方としてお示した点は、地区計画素案に反映をしており、素案については、現在12月5日まで公告・縦覧を行っております。また、地権者からの意見書につきましては、12月12日まで受け付けております。

併せて今後のスケジュールとなりますが、12月12日までに提出された意見書の取りまとめを踏まえた上でという前提にはなるんですけれども、今後、地区計画案の縦覧、意見書の受付について、17条の手続に基づき、現状では1月5日から1月19日まで行う予定を考えておまして、この内容については12月20日号の広報でご案内ができればというふうに考えております。

○前田景観・都市計画課長 続きまして、環境まちづくり部資料8-2に基づきまして、資料をご説明させていただきます。A3横のものをご用意いただければと存じます。

こちらは、小枝委員のほうから資料要求のございました専門家会議に係る資料、都市計画マスタープランに係る13事例の資料につきまして、ご説明をさせていただきます。タイトルは「都市計画マスタープランの地区別方針エリア内における都市計画手法を活用した地区一覧」とさせていただきます。

本資料でございますけれども、都市計画マスタープランの中で、地区別方針のほうに中層・中高層等の記載があり、地域課題解決のために総合設計を除く都市計画手法を用いた事例につきまして、一覧化をさせていただいたものでございます。

資料の見方でございますけれども、左から告示日、地区名、都市計画手法を記載させていただいております。また、続いて建物の実際の高さ、地区計画として制限している高さ、都市マス、都市計画マスタープランの中での地域・地区、周辺地区計画の高さ、地域課題の解決に資する貢献内容を記載させていただいております。高さ、地区計画の高さのところ「ー」としている箇所は、都市計画手法としては高さを定めていない、地区計画として高さを定めていないところについて「ー」と記載させていただいております。

個々のご説明は、大変恐縮でございますが、割愛をさせていただければと存じます。

また、続きまして、環境まちづくり部資料を8-3をご用意いただいております。こちらは、林委員のほうから委員会のほうでご質問いただきました都市計画道路につきまして資料をご用意させていただきましたので、ご説明をさせていただきたく存じます。

項番1、都市計画道路の概要でございます。都市計画道路でございますけれども、都市間の物流や移動を担う重要な都市インフラでございます。下の図にお示しさせていただいておりますように、環状街路、放射街路、補助線街路が都市計画道路となっております。都市計画道路では、計画決定される際に位置や区域、幅員等が定められまして、計画区域

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

におきましては建築物の階数や構造が制限されるといったものでございます。

項番2、東京における都市計画道路の整備方針でございます。こちらの東京都の都市計画道路に関しましては事業化計画を作成してございます。10年ごとに策定をしてございまして、現在は平成28年に策定されました第4次事業化計画に基づいているものでございます。

大変恐縮でございますが、参考資料2をご覧くださいましてよろしいでしょうか。A4の横で、カラーでご用意させていただいております。事業化計画の策定に際しましては、道路整備の四つの基本目標、活力、防災、暮らし、環境とございますけれども、これらを踏まえまして、未着手区間を対象としまして、記載の検証項目に基づきまして必要性の検証を実施しているといったものでございます。

今回ご質問を頂いてございます放射街路27号線につきましては、右のフローチャート上を見ていただきますと、将来都市計画道路のネットワークの検証、ここから必要が確認された路線のほうに進みまして、そこから下りて右側のほうに進んで、特別の事由により検討を必要とする路線、赤枠にございます計画内容再検討路線に位置づけられているといった状況でございます。

環境まちづくり部資料8-3のほうにお戻りいただきまして、裏面をご覧くださいましてよろしいでしょうか。先ほどご説明をさせていただきました放射街路27号線の概要でございます。こちらは、計画決定、昭和21年に国により告示されてございまして、現計画は昭和56年に東京都によって変更された内容となっております。

ちょっと行ったり来たりで恐縮でございますが、参考資料3をご覧くださいましてよろしいでしょうか。放射街路27号線というところは、もうご案内のとおりでございますが、記載の番町中央通り、代官町通りでございます。計画決定時は路線全体が幅員30メートルということで計画をされてございました。昭和56年のときに東京都によって変更されたことによりまして、番町中央通り部分が計画幅員16メートル、代官町通りの西側が計画幅員20メートルに変更されたといったところでございます。

また環境まちづくり部資料8-3にお戻りいただきまして、項番4、状況ということで、検討状況をご案内させていただきます。東京都のほうにも確認をさせていただきまして、記載のとおりでございますけれども、沿道に国指定の特別史跡があることや、地域のための道路としての機能を有していることを踏まえまして、事業の実現性、施工性の観点から、引き続き検討を行っているといったところでございました。

ご説明は以上でございます。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 続きまして、新たに提出された陳情につきまして、口頭でご説明をさせていただきます。

現在継続審査となっている案件を含めまして、前回の都市計画手続に関する陳情を頂いておりますが、既に現在新たな手続を進めている状況のため、今後のことに関連する点につきまして、区の見解をお示しさせていただきます。（「まだ陳情」「陳情を言っていない」と呼ぶ者あり）あ、失礼しました。

○春山副委員長 以上で執行機関からの報告が終わりました。

本件に関する陳情は、新たに送付された陳情、送付5-41、5-44から送付5-49、送付5-52の8件、及び継続中の陳情は、送付5-18、5-19、5-21から

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

5-26、31の9件の合計17件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 委員長、翹町地域まちづくり担当課長。よろしいでしょうか。

○春山副委員長 新たに送付された陳情書の朗読は省略いたします。

それでは、二番町地区のまちづくりの報告や陳情について、質疑を受け付けます。で、どうですか。（「執行機関から情報提供を聞いて」と呼ぶ者あり）

執行機関から何か情報提供はございますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 では、新たに提出をされた陳情につきまして、口頭でご説明をさせていただきます。

継続審査となっている案件を含めまして、前回の都市計画手続に関する陳情を頂いておりますが、既に新たな手続を進めている状況のため、今後のことに関連する点について、区の見解をお示しさせていただきます。

まず、意見書の取りまとめに関してです。今回、前回の17条手続について、情報公開をした資料と、3月30日に都市計画審議会で報告をした内容とで意見書の数が異なっているといった旨の指摘がございました。区では、意見書を人数単位でカウントしているため、1枚の意見書が連名で提出された際の考え方が陳情に記載された数とは異なってまいります。情報公開請求に対する開示に当たり、被覆した箇所には2名の名前が記載された意見書が2通、6名の名前が記載された意見書が1通あったため、計7名分のずれが生じております。なお、陳情に記載された集計結果にずれた7名分の意見を加算すると、「明確に賛成」が62、「反対」が91、「不明確」が4と、都市計画審議会での報告とカウントが異なっております。これは賛否を明確に述べていない意見書の捉え方の違いと考えられますが、集計方法自体は適切に行っていることを確認しております。

次に、町名のみ記載をされた意見書のカウントについてです。法17条に基づく意見書は、住民及び利害関係人が提出できるもので、住所の要件はなく、従来は居住地ごとのカウントも行っておりません。カウントを行う際の基準もないため、記載された内容を基にこちらで確認できる範囲で分類を行っております。

続いて、在勤者のカウント方法についてです。3月30日の都市計画審議会において、報告した意見書の数はあくまで記載された住所に基づきカウントをしており、住民かどうかは区分けをしておりません。情報公開請求で区分した意見書を開示した際、決定通知書の中には請求のあった情報の内容における分類については、意見書に記載の住所に基づくという旨を記載しておりまして、都市計画審議会の際のカウントという考え方は変わっておりません。

続いて、同一内容のコピーを用いた意見書の取扱いについてです。意見書提出の際の要件を満たしていれば、様式は自由なため、手書きのコピーを用いても、パソコン等から出力したもので、紙ではなくデータでの提出であっても、こちらは受け付けるものとなっております。都市計画審議会でも学識経験者の先生からもご意見がありましたが、意見書は論理や内容が重要であり、意見書の数は多数決に用いるものではないと認識しております。ただし、集計に当たっては、引き続き正確な数の把握に努めてまいります。今後

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

の取りまとめに関して、意見書応募締切りから都計審までの期間については、時間的な余裕を持って期間を設定するよう努めてまいります。

また、法17条意見書につきましては、都市計画法に意見書の要旨を提出すべきことが定められているとともに、都市計画審議会の会長からも、重要なのは、先ほどと同様、論理、内容であるといった見解が示されており、数による判断や属性ごとの意見の集計結果を明確化することは考えておりません。そのため、従前どおりの形で提出を受け付けるよう考えております。

また、法17条の手續に当たっては、手續として計画案の公告・縦覧、意見書の受付が定められております。法に基づく説明会は、16条手續において開催をしているところで、計画案の縦覧の際には、現行の地区計画との比較を行う予定でございます。ご意見のある方からは、今回の計画案についてどうお考えかということで意見書を頂戴できればと考えております。

最後に、現在行っている法16条手續についてです。法では計画素案の公告・縦覧といった手續が定められており、地権者の方々からご意見を頂く段階では、素案の配付等の対応を行っておりませんでした。地権者の方々には素案の概要を事前にお送りしておりますが、都市計画図書はなじみのない方には記載内容が分かりづらいため、対象者全員にお送りする資料としては概要版でお示しをさせていただいたものです。また、これまで議論が行われていた点について、日本テレビの再検討案の内容もお伝えするため資料の中に反映をさせていただいております。現在、法16条で定める縦覧を行っておりまして、特に関心の高い方はそちらをご覧くださいというものというふうに考えていたのですが、今回は説明会にお越しの方全員へ素案をお渡しするよう運用を変更しております。

説明は以上です。

○春山副委員長 それでは、二番町地区のまちづくりの報告や陳情について、委員の皆さんから質疑を受け付けます。論点に絞ってお話しいただくよう、ご協力いただけましたら幸いです。

○岩田委員 今、説明ありました。町名のみとか、住民かどうかは区分しない、同一内容は様式が自由だから受け付けるということなんですけども、本会議場でも言いましたけども、東京新聞に記事が出ましたよね、疑義あり、って。じゃあ、そういうのも、もしもですよ、もしも、もしも動員がかかって、そして誰かがコピーをしたりとかして名前だけ書いたりとか、あとは本人の同意なしに書かれるようなこともあるかもしれない。そういうものも、様式がそろっているから、これは有効だというふうに言っちゃうわけですか。これ、疑義があると言われているのに、それを、疑義があるって、もう新聞記事が出ている。ということは、その疑義があったんだなということも認識している。にもかかわらず、それを認めちゃうということなんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいまご質問いただいた点に関して、その新聞報道で疑義といった表現がされているというのは認識をしておりますが、その動員等が行われたといったようなことは確認はされておらず、また、その写しを用いて提出をするものであっても、データとして提出するものであっても有効ということについては先ほどご説明をしたとおりです。

○岩田委員 住民かどうかも区別しないと言っているんですよ。それはおかしくないです

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

か。幾らでもできちゃうじゃないですか。例えばですよ、ある法人が自分のところの従業員にたくさん書かせることだってできるわけですよ。地元の声を反映しなかったらどうするんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 法17条の手続についておっしゃっているかなというふうに思いますが、法17条の対象者は、住民及び利害関係人ということのみ記載をされておりまして、その方々から提出されているものについては有効というふうに考えるべきと認識しております。

○岩田委員 利害関係人はどういう方なのか、具体的に全部言ってください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 利害関係人の定義につきましては、明確にこういった方を指すということについては示されておりませんが、かなり幅広くここは捉えるべきというのが見解としては出ておりまして、例えば今後その施設の利用を考えている方ですとか、そういったことも含めて17条の意見書の提出については行うことができるというふうに認識しております。

○岩田委員 それだったら、それこそ好きなようにできちゃうわけじゃないですか、明確にちゃんと示されていないというんだったら。でも、これ地元の声が一番大事なんじゃないですか、これ。従業員の、昼間ね、何時間か、例えばバイトに来ている人とか、パートに来ている人とか、そういうのも全部利害関係人って言うんだったら。例えばね、その日だけバイトに来ている人もいるかもしれない。そういうのも全部声を拾い上げたら、もう好きなようにできちゃうじゃないですか。地元の声が一番大事ですよ。ちなみにね、専門家、都計審でも、この80メートルの話もね、さっき私が指摘しましたよ、「地域の大方の賛同が得られる場合には」と言っているんですよ。地域ですか、その方たちって。地域じゃないじゃないですか。そこはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 まず、どうにでもできてしまうということなんですが、先ほどのご説明の中でも述べたとおり、重要なのは、その意見書に書かれた内容、論理であるといったようなことが都市計画審議会の場でも会長から述べられております。そういった意味で、仮にどういった方が、どういったご意見を出されるかというのはあるんですけども、それが数として多く出るということではなくて、あくまでその意見書の中にどういったことが記載をされているのか、そちらを要旨として取りまとめて私たちとしては都市計画審議会にご報告をするものです。

○小枝委員 はい。

○春山副委員長 関連ですか。

○小枝委員 はい、関連です。

○春山副委員長 はい、小枝委員。

○小枝委員 はい。副委員長、関連します。その16条であれ、17条であれ、意見書というのは法定、ね、法律で定められ、都市計画法に定められて、その、ちょっと何条の何項だったか、ちょっとそこは正確に読み上げていただきたいのと、それから、それは、文書というのは公文書という扱いなのかどうか。はい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 先ほどの意見書に関して根拠規定ということによろしいでしょうか。

○小枝委員 根拠規定を読み上げてください。

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○榑原翹町地域まちづくり担当課長 はい。根拠規定、都市計画法になっておりまして、第16条の2項に記載がございます。読み上げます。

○小枝委員 はい。

○榑原翹町地域まちづくり担当課長 「都市計画に定める地区計画等の案は」、意見の内容、失礼しました、「意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする」という記載がございます。

続いて、法17条にも関連する記載がございます。こちらについても17条の2項を読み上げさせていただきます。

○小枝委員 はい。

○榑原翹町地域まちづくり担当課長 前項という記載になっているんですが、「前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる」と、このように規定がございます。

○小枝委員 公文書。公文書なの。

○榑原翹町地域まちづくり担当課長 すみません、1点補足をさせていただきます。併せて、その都市計画法の19条の2項にも関連する記載がございます。こちらも読み上げさせていただきます。「市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない」、このように記載がございます。

失礼しました。あともう一点ご質問いただいていた点です。意見書は公文書に当たるかということですが、こちらは公文書としての取扱いということになってまいります。

○小枝委員 そうよね。はい。非常にこの法文一つ一つ大切ですので、法文上も住民及び利害関係人というふうになって、定められていますよね。つまり法律は住民と利害関係人を分けているわけなんですよね。分けているんですよ、法律は。それでね、おっしゃるとおり、何ですか、都市計画上の、その数じゃない、数じゃないって、ここのところ数が少ないことが分かっているせいか、数じゃない、数じゃないとおっしゃるので、それはね、判断としていいと、いいというのは判断するのはそれぞれだから、ね。だけれども、その意見書をもらうときに、数字を分けて出してもらうことと、その、あ、数じゃないということというのは、ちょっと論理が違うことなんですよね。数を分けて出してもらうけれども、その重んじるべきことは数じゃなくて論旨なんだという考え方はあると思います、都市計画においては。だけれども、だからといって数字を込み込みで出さなくちゃいけないとかたくなな考え方というのは、むしろ数にこだわっているのは行政なんじゃないんですかというふうに言われてしまうわけですよ。そこはちゃんと普通に数じゃないという信念をお持ちなら、それは分けてもらいたい。そこにこだわらないなら分けてもらいたい。それは、その判断するに当たって、これ、都市計画審議会とかは、この、要するに住民参加、住民自治の問題なんですよね。在勤者を否定しません。もちろん地権者も重要です。だけれども、どの方々がどの程度にどういう意見をお持ちなのかというのは一方で非常に

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

重要なことなんですね。そこは分けた上で、その資料として、全国のいろんな投票条例でもそうですけど、それに拘束されるものではない。しかし、それを一つの事実、ファクトとしてエビデンスを持った上で総合的に判断する。判断する側がこっちなのでね、行政は判断、住民を代理して事務をやってくださっているという立場ですので、お考えを持つのは構いませんが、ちゃんと事実の積み上げとして区分をされるというのは、ごくごく当たり前のことじゃないかという、私はほかの自治体の事例も持っていますが、そこにこだわると逆におかしい、隠すようなことになるので、それはおかしいなということを是正してもらいたいので、そこはよろしくお願いします。

○春山副委員長 ご意見として。

○小枝委員 いえいえ。

○春山副委員長 ご質問として。

○小枝委員 はい。

○春山副委員長 はい。

○小枝委員 委員長、はい、副委員長。ご意見としてと言われると、やらなくていいですよということになるのでね。

○春山副委員長 いえいえいえ、はい、質問の論点のところをもう少し明確に頂ければと。

○小枝委員 あの、で、法に基づいて住民及び利害関係人、しかもこれは公文書でありますね。

○春山副委員長 はい。

○小枝委員 そうすると、まず、それをちゃんと区分して出させるべきだし、これは、出すことはできることでしょと、それを否定する要素はないでしょと。ですので、それをちゃんとやってくださいということをお答えしていただきたい。

○林委員 住民の定義も言ったほうがいい。ごちゃごちゃになっちゃうから。

○小枝委員 あ。はい、副委員長、いいですか。やじもありますのでね。住民の定義を、私はちゃんと専門家に聞いています。では、次の委員会でもいいですので、ちゃんと今の法令根拠と住民の定義をはっきりしてください。そういう積み上げていって、その上で整理していくのがいいと思います。あと、利害関係人に関する定義もあります。これもちゃんと調べてね、文字でちゃんと、ペーパーで整理して出していただいたほうがいいと思います。公文書だというお答えがありましたからね。この公文書改ざんというのはあってはならないわけ。なのに、住所がなくてもいい、あってもいいし、なくてもいい、名前が何人書いてあってもよくて、それも数に入れる、そういう公文書のいいかげんな取扱いというのはあり得ないんですよ、基本的に。その、やっぱり真剣味というか緊張感が、はっきり言って一貫してずっとないんですよ。それをそのままやられたら、もう何回意見書もらったって、そんなものは重みを持たないし、単なる通過儀礼で、いや、区の思ったとおりにやらせていただくんですよということになっちゃうので、そこはちゃんと次回までに文書として、資料として提出、整理をして提出していただきたい。よろしくお願いします。

○春山副委員長 休憩。

○小枝委員 えっ。

○春山副委員長 休憩します。



令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

午後3時05分休憩

午後3時22分再開

○春山副委員長 再開します。

地域まちづくり担当課長。

○榎原勲町地域まちづくり担当課長 ちょっと改めてのご説明になる箇所もあるかと思いますが、法17条に関して意見書は、都市計画法に意見書の要旨を提出すべきことということが定められておまして、都計審の会長からも重要なのは論理、内容であるという見解が示されているので、数による判断やその属性ごと、その住民や利害関係人といった分類ごとの属性ごとの意見の集計結果を明確化するということは考えてはおりません。そのため、今後の手続についても従来どおりの形で提出を受け付けるようにしたいと思っております。

なお、情報公開請求があった際、その分類を示してほしいというのを前提に請求を頂いておまして、その際、指定をしていただいたのが4分類ございました。1点目が二番町住民の意見書の内容、2点目が番町住民の意見書の内容（二番町住民を除く）、3点目がその他住民の意見書の内容（番町住民を除く）、そして最後に、4点目が区外の意見書の内容と、こういった指定を頂いたため、区としては請求のあった情報の内容における1から4の分類については、意見書に記載をされた住所に基づき先ほどの分類を行ったところと、そのため二番町ということが記載をされていれば、それが先ほどご意見であった住民ということか、法人等は関係なく、二番町であれば先ほどの1番に該当するといったような回答をしております。これはあくまでもそういった法人かどうかという、利害関係人か住民かという分類をそもそも行っていないということが考え方としてはあるためです。

以上です。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 私でたしか休憩になったんですね。そのときの質問というのは、その住民の定義の話だったんです。そしたら、何か皆さんの休憩中の盛り上がり、答弁したら答弁した気になっちゃっているというのが今の状態なんだけれども、まず、都計審の会長の言葉についても、おっしゃるところは言ったんですよ。そしたらメンバーの中から、いや、もうすごい喜んじゃって、「数じゃないですよ」「会長が数じゃないって言いました」と言ったら、会長が非常に焦って、「いや、私は内容と論理も大事だが、数がいいなんて言ってないですよ」というふうに言ったんですよ、ね。そこを言わないじゃないですか。で、今日の報告事項の、もう根本的な問題、これは都計審そのものもそうなんだけれども、要は数がいいなんていうのは都計審の会長は言っていないわけ。そういう都合の悪いことを消し去っていくというやり方を、この二番町計画についてしているから、せっかくここまで来たのにこういう状態になっているということを言っている。（発言する者あり）公式に言ってくださいよ。

○岩佐委員 違う、違う。意味が分からなかったのもう一度。

○小枝委員 えっ。

○岩佐委員 全く分からなかった、今。すみません。数が意味がないと言っていた。

○小枝委員 いやいや、数が意味がないということ、岸井会長は否定したんですよ。

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

「数が大事じゃないなんて、僕は言っていないよ」と言ったんです。だけど、今読み上げたのは、論理と内容なんだというふうに言ったでしょ。数も必要事項なんです。この、何というのかな、判断はみんなそれぞれがすればよくて、そんなことで、そんな、みんながもめることも本当はなくて、本当にクールに淡々と、相手が、私がこれであるというものを、私が出してきたことを、私がこれであるとしてきたようにちゃんと出して我々が把握できればいいわけです。議会も、また意見書を出した皆様も都市計画審議会もそのように判断できればいいわけで、ですので、数もしっかりと出す必要があるし、で、前の90メートル案のときに数字を答弁されたのは行政のほうですよ、うん。行政のほうが一番町は何人、そういうふうに言っているんですよ。

○春山副委員長 小枝委員、論点、簡潔にご質疑いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○小枝委員 はい。その数も大事だと言ったということについて、ちゃんと明確に答えてください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいま小枝委員からご指摘いただいた箇所についてはこちらでも認識しております。あくまで数だけではないといったような趣旨のご発言だったかと思えます。

○小枝委員 はい、はい。委員長。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 もう一点だけ、よろしいですか。

○小枝委員 ほか。うん。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。そういったことも十分認識しておりますので、先ほどのご説明の中でお伝えをしたとおり、数については正確な数をしっかり把握をした上で、それぞれどういったご意見が何通あったかというところはお示しするというのはこれまでどおり行ってまいりたいと思っております。

○小枝委員 はい、分かりました。そこで最初の質問に戻るんだけど、住民の、で、あれ住所の枝番がないようなものをね、ある人に対しては電話番号がないから、これ受け付けないとやったんですって。ある人に対しては住民の枝番がなくても受け付ける、そして複数名があってもいい、そういうふうなやり方というのは、やっぱり公文書の在り方としてはルールなき公文書になるので、それはやめていただきたい。ちゃんと次回までにその意見書の考え方について整理してください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 すみません、電話番号の未記入があったものに関して受け付けなかったということに関しては、ちょっと正確に事実は認識をしていないんですけども、仮に窓口でそういったことに気づいたので追記をしていただくというようなことであれば、そういった手続は当然行うべきなのかなというふうに認識をしております。

○春山副委員長 小枝委員のあった公聴会の意見書の取扱いの方、属性について、何かお出しできるものがあるのかなのか、お答えいただけますか。

○加島まちづくり担当部長 小枝委員から言われたのが、住民及び利害関係人はどういうものなのかというところで、今日、本日、ここでこうですといったような資料をお出しすることはできないというところなので、それは持ち帰りましてちょっと調べて、法令だとかも含めて、都市計画としての住民、利害関係人というのはどうなのかといったところを少し、ご説明できるかどうかというのもちょっとあるんですけど、調べさせて対応させて

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いただきたいなというふうに思います。

○春山副委員長 ここで一旦休憩を取りたいと思います。

午後3時29分休憩

午後3時29分再開

○春山副委員長 再開します。

○小枝委員 二番町については、実際、私については最後なんですけど、（発言する者あり）この参考資料1の5、6のところなんですけれども、ここが非常に重要なんですね。

何でかという、令和5年7月25から7月26に都市計画審議会で、25で決めたことを26日に伝達するときに、この5本柱にしちゃったという話なんです。この7月25日にみんなで合意した内容というのは、先ほど岩田委員も言われたように、質疑によって確認されたことや、専門家の先生がしっかりと発言された内容もありますので、その部分については、この一部抜粋じゃなくて、ちゃんと柳沢委員コメントとなっているところは全文、それから都市計画審議会、岸井会長コメントというのは、質疑に関わる部分も全文出させていただきたいというのがこちらからの、まあ、今日そこを議論するのは無理だと思うので、出してくださらないとちょっと議論がしづらいのでお願いします。

○春山副委員長 ご意見として。

○小枝委員 いえ、資料。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 翹町地域まちづくり担当課長です。

○小枝委員 頼みます。

○春山副委員長 まちづくり担当課長。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今のご指摘については、資料要求ということでよろしいでしょうか。

○小枝委員 そうそうそう。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい、かしこまりました。それでは、ご指摘の資料をご用意いたします。（「該当箇所を書き出してくれば」「休憩」と呼ぶ者あり）

○春山副委員長 休憩します。

午後3時31分休憩

午後4時00分再開

○春山副委員長 それでは、委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。岩佐委員、家族介護、看護のため、午後5時から欠席いたします。

それでは、先ほどに引き続いて、二番町日テレの件について、委員の皆様から何かございますか。

○岩田委員 先ほど課長から、何か利害関係人のところで明確な規定はないというようなお話で、ただ、どういった人がどういった意見を出すのかという答弁がありました。だったら、それこそどういった属性の人がどういう意見なのかというのを精査することが大事だと思います。ちなみに、住民というのは働いている人じゃなくて、その土地に住んでいる人、特定の土地に住む人、もしくはその人の集団、区域内に住所を有する者というふうになっています。私、資料要求をちょっとしたいんですけども、もうしちゃっていいのかな。はい。四番町のところで、日本テレビは四番町も結構な広さの土地を所有しているわ

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

けです。今までも二番町で超高層ビルを建設しても、それは二番町だけであって、四番町街区にはそれは及ばないと、そういう説明だった。で、住民の方たちは、一旦60メートル超えを許容すると沿道にはドミノ式に超高層ビルが建ち並ぶのではないかというふうな心配をしていると。これは僕、本会議でも言いました、一般質問で。そのときにはそういうのではないというようなお話だったんですけども、実際に私、情報公開請求した文書では、その文書のところに「二番町開発後、将来的には四番町所有地の段階的な整備を目指す」と書いてあって、さらに2024年には検討予定としながらも開発スケジュールが書いてあるんですよ、点線だけど。だから、それを皆さんと情報共有したいので、その部分を出していただきたい。

あとは、先ほど、ちょっと戻りますけど、16条の説明をした後、17条に入る前にちゃんと我々に報告、説明、そういうのがあるんですよ。一応確認。

以上。

○加島まちづくり担当部長 今回の日テレの提案に関しては、昨年度は都市計画提案ということで、それを遵守してと。今年度は企画提案ということで再開発等促進区、はい、あくまでも提案という形になります。その中に今、岩田委員が言われた、その四番町云々というところも書いてあるのはありますので、ただ、具体的な内容は分からないということは昨日答弁したとおりなので、そこら辺は確認をさせていただいて、なるべく出したいというふうに考えております。

それと、17条に入る前に報告という形で、先ほど私、これから丁寧にやっていきますという話をさせていただきましたので、すみません、私が言うことではないのかもしれないかもしれませんが、先ほど1月5日から手続を進めていきたいというふうに考えているというふうな答弁させていただきましたので、できれば年内のあるところでご報告させていただけるような委員会をセッティングしていただけるとありがたいかなというふうに思っております。

○岩田委員 で、いいのかな。はい。

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 はい、副委員長。情報公開請求で出たものなので、なるべくと言わず出してください。

というのと、あとは1月5日に手続ということなんですけど、あんまりこう、急ぎ過ぎると、ちょっと拙速に進み過ぎるとちょっとね、後々、いろいろ問題が起こると困るので、日にちを決めるんじゃないかと、ちゃんとこっちで精査をしてからというふうにお互いに落ち着いてやりたいと思いますので、お願いします。

○加島まちづくり担当部長 たしか情報公開請求されたのは昨年度の都市計画提案ですかね。今年度、企画提案書という形で新たに出ているので、その部分という形を考えているというところで、そちらが情報公開請求されていないと思いますので、それを出していければなというふうに思っています。

日程につきましては、申し訳ありませんが、区としては1月5日から開始したいというふうに考えております。その前に委員会を開催していただければ、その中で16条の状況だとか、そこら辺のご報告をさせていただきたいなというふうに思っております。

○小枝委員 副委員長、関連。

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 日程的に日程は待ってこれないということだと思っんですね。加島さんのほうから明確にこの12月20日号の広報で、かつ1月5日からの、かなりまた拙速な16条の中身も確認せずに手続に入るといふようなやり方で、今のたくさんの疑義が議会のほうに出されている中で、これが、住民が何を言っても、もう考え方の整理もされないのだからやるんだということであると、本当に議会なんか要らない。つまり住民の考えを整理していくということについては要らない。結論は住民と都市計画審議会と、もうみんなで、みんなで民意を諮りながら確認していく。大事なことは、誠実に手順・手続を、これはみんなのために果たしていくということだから、私はこの見切り発車的に、またこれを進めていくという、これほどの日程感でやることは非常に疑義がある。で、議会が本当に二元代表で単なる行政のイエスマンでないならば、やはりその執行権に対する議会として、どういふふうにこの適正性をちゃんとチェックしていくのかということについて、私は、ここはこの16条の在り方、17条のあるべきをしっかりと確認した中で進まない、結局たくさんの労力を無駄にしてしまうことになる。今日の質問にも答えられていないところなのに、枠取りだけしてあります、やらせていただきます、はい、よろしくというのだったら議会は要らないということになっちゃうんです。私は、はっきりとこういうふうに言いますけれども、もう全議員の皆さんがよいのか、この日程で進めてよいのか悪いのか、それをちゃんとはっきりと、全員が意見を述べていただいて進めていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○春山副委員長 まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 はい、まちづくり担当部長です。

○小枝委員 何でまちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 はい。いや、申し訳ありません。ちょっと怒られるかもしれませんが、これは我々、執行権という形でやっているのだから、あくまでも今はまだ16条が終わっていない状況なので、それを踏まえて、そういう予定しているというところがございます。これは区が責任を持って手続を進めていくということでご理解していただいたほうがいいかなと思います。

○春山副委員長 いいですか。

○岩田委員 関連で。関連で。関連……

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 すみません。じゃあ、今はまだ16条ですから、で、後で17条をやりますと。都計審で言われた「大方の同意」って、それはどこで取るのか教えてください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 副委員長、翹町、あ。

○岩田委員 答弁。でも、まあ。

○林委員 言いたいんでしょうけど、長くなりそうだから次回にもう諮る……

○春山副委員長 1回、ちょっと休憩取ります。

午後4時08分休憩

午後4時11分再開

○春山副委員長 再開します。

委員の皆様からいろいろなご意見を頂いております。資料要求が出てきたところもご準

送付5-18、19、21～26、31、41、44～49、52 陳情審査部分抜粋：

令和 5年12月 1日 環境まちづくり委員会（未定稿）

備いただく形で、二番町地区まちづくりについては継続審査としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○林委員 陳情を。

○春山副委員長 はい、陳情を。はい、陳情審査を継続したいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 はい。